

令和4年3月23日

保護者の皆様へ

綾部市福祉保健部こども支援課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

日ごろ、綾部市の児童福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、京都府への「まん延防止等重点措置」の指定については、3月21日をもって解除されましたが、保護者の皆様には、引き続き感染リスクを避けた慎重な行動により予防に努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後（3月24日から）は、下記のとおりご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 登園前の健康観察の徹底について

(1) 健康状態の把握

- ・登園前に、園児やご家族の検温、健康状態をご確認ください。
- ・園児やご家族が、発熱や呼吸器症状など新型コロナウイルス感染が疑われるような症状が認められる場合は、園に連絡し、登園を控え、すぐに医療機関にご相談ください。

（園児について過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の扱いとします。）

(2) 園児やご家族が感染者となられた場合

- ①園児が感染者となられた場合は、至急、園に連絡し、登園を控えてください。
- ②同居のご家族が感染者となられた場合も、園に連絡し、保健所が濃厚接触者の特定を完了するまで登園を控えてください。

(3) 園児やご家族が濃厚接触者となられた場合

- ①園児が濃厚接触者になられた場合は、園に連絡し、登園を控えてください。
- ②ご家族が濃厚接触者になられた場合は、園児の登園を控えていただく必要はありませんが、濃厚接触者となられた方による送迎は控えてください。

※保育料が有償の場合で、園児が濃厚接触者及び感染者になられたときは、減免の対象となります。

こんな時は、保育所等に必ずご連絡ください

- 園児やご家族に、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合
- 園児が、濃厚接触者となった場合（濃厚接触者について詳しくは裏面をご覧ください。）
- 園児やご家族が、保健所から連絡を受けてPCR検査を受ける場合（受けることが決まった時点でご連絡ください）
- 園児やご家族に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合

裏面もご覧ください。

2. 感染された方への配慮について

感染された方やご家族、職場や知人の方などの接触者、医療従事者、その他の関係者の方々に対する誤解や偏見のないよう、人権尊重・個人情報保護にご理解とご配慮をお願いします。

綾部市福祉保健部こども支援課
0773-42-4252

濃厚接触者の候補について

新型コロナウイルス感染症の PCR 検査等で陽性となった方（患者）と、感染の可能性のある期間（症状が出る2日前から入院、宿泊療養又は自宅療養等になるまでの期間）に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者の候補と考えられます。

- ・患者と同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった方
- ・適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護もしくは介護をされた方
- ・患者の気道分泌液もしくは体液などに直接接触した可能性のある方
- ・手で触れることのできる距離（1m）で、マスクなど必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった方

濃厚接触者の待機期間について

濃厚接触者の待機期間は、原因となった感染者の発症日又は最終接触日（無症状の場合は陽性となった検査日）を0日として7日間（8日目解除）ですが、薬事承認された抗原定性検査キットによる自費検査により4日目、5日目の検査でどちらも陰性であれば5日目に解除とすることも可能です。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により、登園を控えていただくよう要請を受けた保護者を支援するため、以下の助成金・支援金を実施していますので、以下のとおり参考にご覧ください。

1. 小学校休業等対応助成金

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

お問い合わせ：0120-60-3999

【ホームページ】



2. 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

お問い合わせ：0120-221-276

【ホームページ】

